川辺町【一般業務委託、物品等】入札参加資格審査申請書　添付申請書類一覧表　チェックリスト

○印＝必要書類　△印＝該当する場合のみ提出

	提出書類	法人		個人	説明	提出前確認
		本店登録	支店登録			
1	登録希望業種申請書	○	○	○	様式第2号の提出	
2	営業概要書 使用印鑑届け 委任状※	○	○	○	様式第3号の提出※委任状は本社（本店）の場合は記載不要	
3	許可証明書又は登録証明書	△	△	△	営業（事業）を行うため、法令の規定により官公署等の許可・認可・登録等を必要とする場合において、当該許可又は認可を受けたことを証明する書類（写）をA4判にて提出してください。	
4	(1)現在事項全部証明書 （※履歴事項全部証明書可） （※写し可）	○	○		法務局で発行されます。 【法人】 代表者や受任者が、「契約を締結する能力を有しない者でないこと」「破産者で復権を得ない者でないこと」を確認するためのものです。	
	(2)市町村長が発行する身分証明書 （※写し可）		△※	○	受任者又は代表者（個人の場合）の本籍地の市町村役場で発行されます。 【支店や営業所への委任する場合】 受任者の証明書が必要です。 ※ただし、4-(1)に受任者の氏名が記載されていれば、4-(2)の提出は不要です。 【個人】 「身分（身元）証明書（本籍地の市町村役場で発行）」を提出してください。	
5	「消費税及び地方消費税」に係る納税証明書（※写し可）	○	○	○	税務署で発行されます。※国税の納税証明書 【法人】その3の3：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明 【個人】その3の2：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明	
6	(1)市町村民税の完納証明書 （東京23区においては都民税） （※写し可）	○	○	○	市町村民税に滞納がないことの証明です。所在地の市町村役場（東京都の場合、都税事務所）で発行されます。 【法人】 登録先（本社（委任する場合は委任先の支店や営業所））の所在地における市町村民税の完納証明書 ※1年以内に登録先（本社（委任する場合は委任先の支店や営業所））を開設し、完納証明書が発行されないときは、「法人設立・事務所開設申告書」（市町村の受付印のあるもの、又は、電子申請の場合は、受付番号のあるもの）の写しを提出してください。 【個人】 申請者個人の市町村税の完納証明書 ※市町村によって完納証明書が発行されない場合があります。 その場合は、(2)法人市町村民税の納税証明書と固定資産税の納税証明書を提出してください。	
	(2)法人市町村民税の納税証明書及び固定資産税の納税証明書 （東京23区においては都民税） （※写し可）	△	△	△	市町村民税に滞納がないことの証明です。所在地の市町村役場（東京都の場合、都税事務所）で発行されます。 【法人】 登録先（本社（委任する場合は委任先の支店や営業所））の所在地において完納証明書が発行されない場合は、法人市町村民税と固定資産税の納税証明書（最新年度1年分）を提出してください。 ※1年以内に登録先（本社（委任する場合は委任先の支店や営業所））を開設し、納税証明書が発行されない場合は、「法人設立・事務所開設申告書」（※市町村の受付印のあるもの、又は電子申請の場合、受付番号のあるもの）の写しを提出してください。 【個人】 申請者個人の市町村税の完納証明書が発行されない場合は、町県民税の納税証明書と固定資産税の納税証明書（最新年度1年分）を提出してください。	
7	返信用封筒	△	△	△	審査後、受付証の送付が必要な場合は宛先を明記し、切手を貼付した定型内封筒等を同封してください。	

＜注意事項＞

○写しを添付する際は、明瞭なものでA4サイズとしてください。（両面印刷可）

○官公庁発行の証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものに限ります。